

ドゥーラシッターふくおか 定款

第一章 総則

(名称)

第一条 当団体は、ドゥーラシッターふくおか(以下、「当団体」という)と称する。

(事業所)

第二条 当団体は、事務所を福岡市東区に置く。

(目的)

第三条 当団体は、女性が子どもを生み育てやすい社会のしくみや環境づくりを目指し、子どもの健やかな育ちと親の自立を促すこと、産後の母親の孤独を防ぐこと、幸せな家族を増やすことを目的として、産前産後期間にある家庭の支援、共働き世帯や核家族の子育て支援と、より良いサービスの普及に資するため次の事業を行う。

(1)居宅訪問型児童支援

(2)保育・家事訪問支援

(3)産前産後ケアの普及・啓発

(4)産前産後ケア事業の育成・相談及び同行サポートにて現場での育成

(5)妊娠・出産・育児に関する知識及び技術の普及

(公告)

第四条 当団体の公告は、電子公告により行う。ただし、事故やその他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第二章

(ドゥーラシッターふくおかの資格の認定)

第五条 当団体の資格は下記の全てを満たしているものに与えられる。

- (1)当団体主催の「ドゥーラシッター養成講座」(以下、「養成講座」という。)を受講したこと
- (2)養成講座カリキュラムを終えて合格したこと
- (3)講師による面接にて、ドゥーラシッターの知識・技量・人格が備わっていると認められたこと
- (4)ドゥーラシッター自賠責任保険(損害保険ジャパン株式会社事業活動総合保険)あるいはその代替と認める保険に加入していること
- (5)受講申込、再登録申込ないし認定更新時点で、満75歳未満であること。

第三章

(ドゥーラシッターふくおかの責務・権利)

- (1)認定ドゥーラシッターは、ドゥーラシッターの趣旨を理解し、自己向上につとめ、誠実に業務にあたらなければならない。
- (2)認定ドゥーラシッターは、ドゥーラシッター自賠責任保険(損害保険ジャパン株式会社事業活動総合保険)に加入しなければならない。
- (3)養成講座の同行サポートの日程が決定した後に、同行サポートをキャンセルする場合は、いかなる理由でもキャンセル料金同行サポート1件につき15,000円の支払いを命ずる。
- (4)認定ドゥーラシッターとしてホームページに掲載希望の認定ドゥーラシッターは、掲載料として当団体に1万円(初回登録のみ)、1年更新料として12,000円を支払うものとする。
- (5)更新料は、いかなる場合もこれを返却しない。

第四章

(認定の停止)

(1) 認定ドゥーラシッターが次のいずれかに該当する場合、当団体はその者につき認定を停止する事ができる。なお、認定停止の期間を設けることができる。

1号 異なる利用者より、ドゥーラシッターに対し、その者に関するクレームが数回あったとき

2号 本規約に反したとき

3号 ドゥーラシッターとしてふさわしくない行為があったとき

(2) 認定を停止された者は、停止期間中はドゥーラシッターふくおか・ドゥーラシッター・認定ドゥーラシッターの呼称を利用する事が出来ない

(3) 当団体は、認定を停止されたものに対して講座の再受講や面談など含む指導を行うことができる

第五章

(認定の取り消し・登録の消去)

第六条 当団体は、認定ドゥーラシッターにつき下記のいずれかに該当するに至った時はその登録を取り消すことができる。

(1)他人の名義、虚偽情報など不正な手段により認定を受けたことが判明したとき

(2)認定停止をしたが、改善見込みがないと判断したとき

(呼称の使用禁止)

第七条 認定の取り消し及び認定を辞退する際はドゥーラシッターの呼称を使用している全てのアカウント・SNS・画像・動画・ホームページの抹消をするものとする。

(ロゴ等の使用禁止)

第八条 当団体で使用したロゴ入りエプロンや支給されたイラスト・パンフレットなどすべてを使用禁止とする。

(受講料・更新料等)

第九条 認定の取り消し・登録の消去において、当団体は養成講座の受講料、更新料その他の金員を返還しない。

第六章

(認定ドゥーラシッターと当団体の関係)

第十条 当団体は、認定ドゥーラシッターに対し、その収入の保証をするものではなく、認定ドゥーラシッターは養成講座により得た情報を自らの責任において活用し、自己の事業の発展に役立てるものとする。

第十一条 当団体は、認定ドゥーラシッターの業務上発生した、利用者、認定ドゥーラシッターもしくは第三者が被ったいかなる損害もおうものではなく、一切の損害賠償を負わない。

第十二条 認定ドゥーラシッターが下記を行う場合、事前に当団体の許可を得るものとする。

(1)他団体が主催するイベント・講座等において、宣伝活動の一環として当団体に関する活動報告や講義を行う場合

(2)当団体の著作物を利用する場合

(3)テレビ、新聞、雑誌などにドゥーラシッターとして取材を受ける場合

第七章

(認定の更新)

第十三条 有効期限を終了後も引き続き認定を受けようとする者は、当団体に対して更新料12,000円を支払って、前回認定の1年後に更新しなければならない。

(禁止事項)

第十四条 認定ドゥーラシッターは以下のことをしてはならない。

(1)業務により知り得た利用者の個人情報や家族の事情などの秘密を正当な理由なく漏らすこと

(2)養成講座の内容、ドゥーラシッターからの配布物や著作物につき、許可なしに複製・複写・転載・アレンジ・販売を行うこと

(3)他の認定ドゥーラシッターや当団体を誹謗中傷すること

(4)業務において、特定の宗教・政党への勧誘、ネットワークビジネス、マルチ商法における物品・サービスの販売ないし斡旋をすること

(5)業務において、医療行為をすること、爪切り・へその緒処置

第八章

(認定ドゥーラシッターの権利)

第十五条 認定ドゥーラシッターは、有料のものについて料金を支払った上で、ドゥーラシッター提携先のサービスを任意で利用することができる。

(1)ドゥーラシッターふくおかホームページのドゥーラシッター専用ページの利用

(2)ドゥーラシッターふくおかのエプロンなどの購入

(3)認定ドゥーラシッター向けの研修の受講

第九章

(設立時の施設者代表及び役員)

設立時の施設者代表及び役員は、次の通りである。

人数

施設者

阿部ようこ

省略

役員

下村あつ子

省略

附則

この定款は、2024年11月より施行する。